

## 高額療養費制度の見直しについて

- 第1段階目(2017年8月～2018年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(2018年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

下記表中1%とあるのはP3・4の表中と同じです。年収370万円以上などとあるのはおよその額です。

現行(70歳以上)

第1段階(2017年8月～2018年7月)

第2段階(2018年8月～)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
	<b>現役並み</b> (年収約370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円
<b>一般</b> (年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
<b>住民税非課税</b>	8,000円	24,600円
<b>住民税非課税</b> (所得が一定以下)		15,000円

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
	<b>現役並み</b>	57,600円
<b>一般</b>	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
<b>住民税非課税</b>	8,000円	24,600円
<b>住民税非課税</b> (所得が一定以下)		15,000円

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
	<b>年収約1160万円～</b> 標報83万円以上、 課税所得690万円以上	252,600円 + 1% <140,100円>
<b>年収770万～1160万円</b> 標報53～79万円、 課税所得380万円以上		
<b>年収370万～770万円</b> 標報28～50万円、 課税所得145万円以上		
<b>一般</b> (年収156万～370万円)	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
<b>住民税非課税</b>	8,000円	24,600円
<b>住民税非課税</b> (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者    ※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

< >内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額(多数回該当)